

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 との 供 与 期 限 (注2)	署名日 署名地 (勤労日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
グアテマラ	グアテマラ共和国政府に対する 贈与に関する日本国政府とグアテ マラ共和国政府との間の交換 公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係 当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金 の贈与	300,000 千円 -----	H24.3.9 グアテマ ラで (同日)	日本側 長崎輝章在グアテ マラ大使 グアテマラ側 アロルド・ カバジェロス外務大臣	H24.3.23 85号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。